

八尾市水道局建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、八尾市水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の審査及び検査（以下「検査等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、検査等の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主管課長 八尾市水道局事務分掌規程（昭和55年八尾市水道局管理規程第7号）第3条第1項に規定する課長をいう。
- (2) 検査職員 八尾市水道局契約規程（昭和47年八尾市水道局管理規程第3号。以下「契約規程」という。）第39条第2項の検査職員をいう。
- (3) 工事主管課長 工事を執行する課の課長をいう。
- (4) 主任監督職員 監督職員を総括し、工事主管課長が任命した者。（ただし、工事主管課長は主任監督職員が行う評定の補助員を指名することができる。）
- (5) 監督職員 契約規程第39条第2項の規定の監督職員をいう。
- (6) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事で、請負契約を締結して施工するものをいう。
- (7) 受注者 水道局が施工する工事に関する契約の相手方をいう。
- (8) 請負金額 消費税及び地方消費税を加えた額とし、当初の請負の金額とする。
- (9) 設計金額 消費税及び地方消費税を加えた額とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出来高検査 八尾市水道局工事請負約款（以下「工事請負約款」という。）第38条（部分払）、第47条（発注者の催告による解除権）、第48条（発注者の催告によらない解除権）、及び第54条（解除に伴う措置）の規定に基づき行う出来高部分の検査
- (2) 部分完成検査 工事請負約款第39条（部分引渡し）の規定に基づき行う当該指定部分検査
- (3) 随時検査 工事の施工途中において、随時検査実施基準（別表3）に基づいて行う現場中間検査
- (4) 完成検査 受注者の契約履行の確認を行う検査

(審査の種類)

第4条 審査の種類は、設計審査とし、工事の妥当性、経済性、安全性等を考慮した適正な執行を図るために行う実施設計の設計図書の内容についての審査をいう。

(処理方針)

第5条 検査に関する事項は、水道事業管理者が指名した者が中心となり、命ぜられた検査職員等により処理しなければならない。

(検査職員の服務及び権限)

第6条 検査職員は、検査の実施にあたっては、この要綱に特別の定めがある場合を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項に基づき、厳正にその職務を行わなければ

ばならない。

- 2 検査職員は、監督職員を通じて現場代理人等に対して工事に関する書類の提出又は説明を求めることができる。

(検査等の実施区分)

第7条 検査職員は、次の各号に掲げる工事について検査を行う。

- (1) 請負金額が200万円以上の工事
 - (2) その他 水道技術管理者が必要と認めた工事
- 2 前項の規定にかかわらず、別表1の各号に掲げる工事については、検査を省略することができる。
 - 3 第1項各号に掲げる工事以外の工事については、工事主管課長が指名した者が検査を行う。

(設計審査の範囲)

第8条 検査職員は、次の各号に掲げる工事について設計審査を行う。

- (1) 設計金額が200万円以上の工事
 - (2) その他 水道技術管理者が必要と認めた工事
- 2 前項に規定にかかわらず、別表2の各号に掲げる工事については、審査を省略することができる。
 - 3 第1項各号に掲げる工事以外の工事については、設計作成の主管課長が指名した者が設計審査を行う。

(検査の内容)

第9条 検査職員は、工事又は製造物について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類及び各種の基準により、これらに適合した施工がなされているかどうかを検査しなければならない。

(外部から明視出来ない部分の検査)

第10条 検査職員は、工事又は製造物について、外部から明視出来ない部分があるときは、監督職員の説明、写真その他の工事記録等により当該部分の検査を行うことができる。

(理化学試験)

第11条 検査職員は、仕様書に記載されたところにより、検査のため理化学試験を行う必要があるときは、受注者に対して、試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

- 2 検査職員は、検査の実施にあたり特に理化学試験を行う必要があるときは、工事の主管課長等の承認を得て受注者をして、試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

(理化学試験を行う場合における検査の合否の判定)

第12条 検査職員は、前条の規定により理化学試験を行ったものについては、その結果を踏まえて合否の判定をしなければならない。

(試験運転等を行う場合における検査の合否の判定)

第13条 検査職員等は、検査に当たって、据付け、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果を踏まえて合否を判定しなければならない。

(破壊又は分解検査)

第14条 検査職員は、検査を行うにあたり工事又は製造物の性質上特に必要があると認めるときは、工事主管課長等の承認を得て、工事の目的物又は製造物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。

(検査の技術的基準)

- 第15条 水道技術管理者は、検査職員等が検査を行うにあたり必要な技術基準を定めるものとする。
- 2 前項に規定する以外の技術的基準は公的に定められている基準を準用するものとする。

(検査及び審査の手続)

- 第16条 工事主管課長は、検査職員が検査を行う工事において受注者より完成届若しくは出来高検査願の提出があったとき又は部分完成検査若しくは随時検査が必要と認めたときは、速やかに工事内容を確認のうえ、検査依頼書及びその他関係書類を添え水道技術管理者に提出しなければならない。
- 2 水道技術管理者は、前項の規定により検査依頼書及びその他関係書類の提出を受けたときは、これらの書類について検討し、検査の準備をしなければならない。
- 3 水道技術管理者は、検査日時その他必要な事項を工事主管課長に速やかに通知し、実施しなければならない。
- 4 検査は、個別に実地について行うものとする。
- 5 設計審査を受けようとするときは、設計審査依頼書を添えて水道技術管理者に依頼しなければならない。

(検査の立会い)

- 第17条 検査職員は、第3条各号に掲げる検査を行うに当たっては、必要に応じ関係職員を立ち合わせることができる。
- 2 前項の規定により検査に立ち合わせることができる関係職員は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 第7条第1項第1号及び第2号の工事に係る検査 当該工事の監督職員及び主任監督職員
ただし、当該職員が欠けたときは、主任監督職員以上の職にある者を立ち合わせることができる。
- (2) 第7条第1項第1号及び第2号の工事以外の工事に係る検査 工事主管課長が指定する職員
- 3 前項の規定にかかわらず、同号の検査において必要があるときは、他の職員を立ち合わせることができる。

(検査の中止)

- 第18条 検査職員は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに水道技術管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 検査ができないとき。
- (2) 検査に際し、受注者が検査職員の職務執行を妨害したとき。

(受注者が立ち会わない場合の検査の実施)

- 第19条 工事請負約款第32条(検査及び引渡し)第2項の規定により受注者に立会いを求めた場合において、そのものが正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を執行することができる。
- 2 前項の場合において、受注者から検査の結果につき異議の申立てがあっても、これを採用しないことができる。

(審査結果の通知)

- 第20条 検査職員は、設計審査を完了したときは、設計審査通知書(検様式-1)により審査結果を設計作成の主管課長に通知しなければならない。

(検査結果の報告及び通知)

- 第21条 水道技術管理者は、検査結果が契約図書の内容に適合したものであると認めるときは、次の

各号に掲げる検査に応じて、それぞれ当該各号に定める調書等を作成し、水道事業管理者に報告しなければならない。

(1) 出来高検査 工事出来高検査調書(検様式-2)

(2) 部分完成検査 工事部分完成検査報告書(検様式-3)

(3) 完成検査 工事完成検査調書(検様式-4)、工事成績評定報告書(検様式-5)

(4) 随時検査 自由様式。ただし、通水試験工における水圧検査(以下「水圧検査」という。)については、通水試験工水圧検査依頼書(検様式-9)により行うものとし、水圧検査に合格した場合において、通水試験工水圧検査合格報告書(検様式-10)を工事主管課長に送付するものとする。

2 水道技術管理者は、前項に規定する調書等を工事主管課長に送付するものとする。

(随時検査の報告)

第22条 水道技術管理者は、工事の随時検査の結果必要と認めた事項を工事指示書(検様式-6)により、工事主管課長に指示することができる。ただし、軽微な事項については、口頭で指示することができる。

(手直し、引換え等の検査)

第23条 工事請負約款第32条(検査及び引渡し)第6項の規定により手直し、補修又は引き換えをさせた給付の目的物の検査については、当該部分のみの検査により合格又は不合格の判定をすることができる。

ただし、手直し工事指示書(検様式-7)による手直しは、手直し工事完了報告書(検様式-8)をもって再検査を行う。

2 軽微な手直し等については、写真等その他の方法をもって再検査にかえることができる。

(検査の成績評定)

第24条 検査職員は、検査を完了したときは、別に定めるところにより検査成績評定を行い受注者に対して、工事成績評定通知書及び項目別評定書を速やかに交付する。

(検査等の委託)

第25条 水道事業管理者は、必要と認めるときは、検査等を水道局職員以外の者に委託することができる。

(検査職員以外の実施する検査)

第26条 第7条第2項の規定による検査は、検査職員が行う検査に準じて行うものとする。

2 前項工事の主管課長は、工事の完成検査を行ったときは、速やかに工事完成検査調書(検様式-4)を水道事業管理者に、工事成績評定報告書(検様式-5)を水道技術管理者に提出しなければならない。

(工事成績評定書等の保存)

第27条 工事成績評定報告書等の保存期間は、翌年度から5年とする。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2. この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
4. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
5. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

検査職員の検査を省略することができる工事

1	仮設工事、浚渫工事及び薬液注入工事等確認が不可能な部分
2	特殊な電気設備や機械器具等の構造及び性能に関する部分
3	災害応急復旧に関するもの
4	測量、設計、調査等主管課の施行方針に基づき実施されるもの
5	清掃、灌水、監理等事後確認が困難なもの
6	すべての維持修繕工事
7	その他水道技術管理者が認めたもの

別表 2

検査職員の設計審査を省略することができる工事等

1	国又は府の補助事業で、設計及び積算の審査又は指導を受けたもの
2	特殊な電気設備や機械器具等の構造及び性能に関するもの
3	緊急工事が必要と認められたもの
4	災害応急復旧に関するもの
5	単価契約に係るもの
6	清掃又は維持保守管理に関するもの
7	すべての維持修繕工事
8	その他水道技術管理者が認めたもの

別表 3

随時検査実施基準

実 施 基 準	運 用 基 準
1 完成検査時に水中又は土中に没し明視できない当該工事の主構造物	水中又は土中に没する前
2 完成検査時に躯体に没し、明視できない当該工事の主たる構造物	躯体に没する前(配筋完了コンクリート打設前)
3 天井、壁等仕上げ材に隠蔽される箇所当該工事の主たる工作物	隠蔽される前
4 高所又は低所の施工箇所完成検査時に確認困難なもの	足場撤去前
5 特殊又は重要な工作物で確認が必要であると思われるもの(工場検査及び水圧検査を含む)	水道技術管理者が必要と認めるもの
6 その他	水道技術管理者が必要と認めるもの
備考 やむを得ない事情により、上記検査が実施できない場合は、工事写真検査によることができる。	

(検様式-1)

令和 年 月 日

設計審査通知書

○ ○ 課長
○ ○ ○ ○ 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

次のとおり設計審査結果を通知します。

工事名称			
工事場所	八尾市	審査職員名	
審査結果：			
備考			

工事出来高検査調書

八尾市水道事業管理者 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

下記の工事を検査した結果、契約書等に適合するものと認めます。

記

工 事 名		
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
受 注 者		
請 負 金 額	¥	出来高率 %
今回までの 出 来 高		<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 契約解除
検 査 日	令和 年 月 日	

検査職員名	印	印
-------	---	---

(工事主管課へは、原本を提出)

工事部分完成検査報告書

八尾市水道事業管理者 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

工 事 名	
工 事 場 所	八尾市
受 注 者	現場代理人

上記工事は、部分完成検査の結果、次の部分について契約書、設計図書等に適合するものと認めましたので報告します。

完 成 検 査 済 部 分		
	検 査 日	令和 年 月 日
	検査職員名	印 印

(工事主管課へは、複写を1部提出)

(検様式-4)

令和 年 月 日

工事完成検査調書

八尾市水道事業管理者 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

下記工事の検査の結果、契約書及び設計図書等に適合するものと認めます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受 注 者	
検 査 日	令和 年 月 日
検査職員名	印 印

(工事主管課へは、原本を提出)

工事成績評定報告書

八尾市水道事業管理者 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

工 事 名			
受 注 者			
請 負 金 額	¥		
検 査 日	令和 年 月 日	立 会 者	水道局
検査職員名			受注者

上記工事の検査評定成績を、次のとおり報告します。

評 定 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点	
1 施工体制	I 施工体制一般		3.3
	II 配置技術者		4.1
2 施工状況	I 施工管理		13.0
	II 工程管理		8.1
	III 安全対策		8.8
	IV 対外関係		3.7
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		14.9
	II 品質		17.4
	III 出来ばえ		8.5
4 工事特性	I 施工条件への対応		7.3
5 創意工夫	I 創意工夫		5.7
6 社会性等	I 地域への貢献等		5.2
7 評定合計			100.0
8 法令遵守等			
評定点合計			100

工事指示書

(工事主管) ○ ○ 課長
○ ○ ○ ○ 様

水道技術管理者
○ ○ ○ ○ 印

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受 注 者	

上記の工事の随意検査の結果、次の事項について指示します。

指 示 事 項	
検 査 日	令和 年 月 日
検査職員名	印 印

手直し工事指示書

(工事主管) ○ ○ 課長
○ ○ ○ ○ 様

水道技術管理者
○ ○ ○ ○ 印

下記工事の検査の結果、次の手直し事項について指示します。

記

工 事 名			
受 注 者			
完成年月日	令和 年 月 日	検 査 日	令和 年 月 日
手直し期限	令和 年 月 日		
検査職員名	印		印

手直し事項：

手直し工事完了報告書

水道技術管理者 様

(工事主管) 課長

○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり、手直し工事の完了を確認したので、検査を依頼します。

記

工 事 名			
受 注 者			
手直し期限	令和 年 月 日	手直し完了日	令和 年 月 日
主任監督職員名	印	監督職員名	印

手直し事項：

通水試験工水圧検査依頼書

水道技術管理者 様

(工事主管) 課長

○ ○ ○ ○ 印

下記工事の通水試験工における水圧検査を依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	八尾市
受 注 者	現場代理人
検査希望日	令和 年 月 日
検 査 区 間	
監督職員名	係

※工事場所位置図及び検査区間図面添付

通水試験工水圧検査合格報告書

(工事主管) ○ ○ 課長
○ ○ ○ ○ 様

水道技術管理者
○ ○ ○ ○ 印

下記工事の通水試験工における水圧検査の結果、次のとおり合格しましたので報告します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者	現場代理人		
検 査 日	令和 年 月 日		
試験時間及び水圧	時 分 ~ 時 分 の 分間	MPa	
検 査 区 間			
検査職員名	印 印		

(工事主管課へは、原本を提出)